

7 職員給与等の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の 人件費率
23年度	2,145,962人	857,062,094千円	5,345,766千円	259,719,937千円	30.3%	29.9%

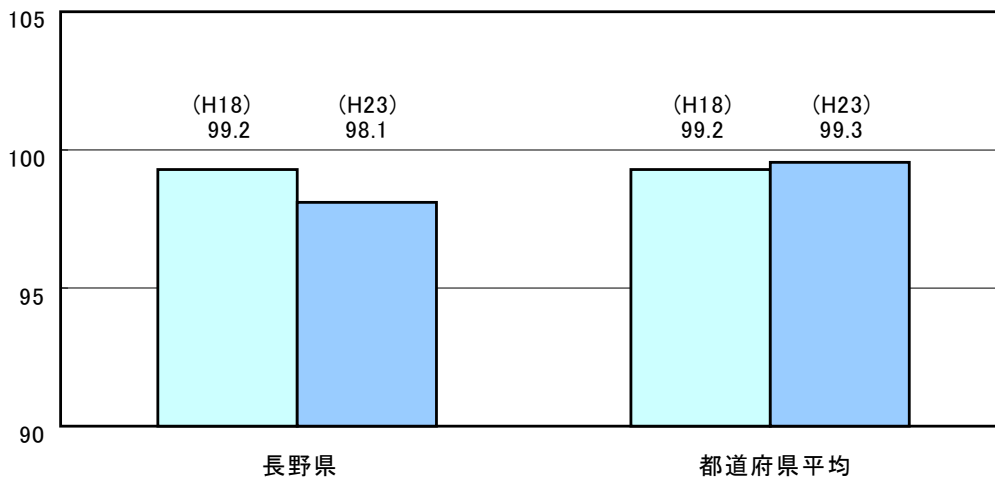
(注) 人件費には児童手当及び子ども手当を含みません。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
23年度	27,147人	121,667,067千円	21,355,146千円	43,958,630千円	186,980,843千円	6,888千円

(注) 職員手当には退職手当、児童手当及び子ども手当を含みません。職員数は、23年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

【参考】 地域手当補正後ラスパイレス指数：98.0

(H23.4.1現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出)

(注) 「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
23年度	392,593円	392,320円	273円 (0.07%)	0%	0%	△0.23%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

② 特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
23年度	3.94月	3.80月	0.14月	0.15月	3.95月	3.95月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 一般行政職給料表の状況(平成23年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1号級の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700
最高号俸の 給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600	458,400	480,500	540,300

(6) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成23年4月1日現在)

代表的な職種の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額は、次のとおりです。

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
長野県	45.6歳	349,229円	414,205円	385,082円
国	42.3歳	327,205円	—	397,723円
都道府県平均	43.7歳	339,183円	425,668円	380,235円

② 技能労務職

公務員						民間			参考
区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	区分	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
長野県	53.8歳	110人	293,795円	322,387円	315,802円	民間の類似職種	—	—	—
うち庁務技師	53.9歳	56人	304,220円	331,515円	325,659円	うち用務員	53.8歳	209.7千円	1.58
うち道路技師	55.6歳	9人	293,389円	335,262円	320,773円	うち建設機械運転工	44.1歳	290.8千円	1.15
うち運転技師	56.3歳	5人	250,415円	270,076円	266,813円	うち自家用自動車運転者	51.5歳	248.7千円	1.09
国	49.5歳	3,689人	283,862円	—	321,662円	—	—	—	—
都道府県平均	49.8歳	376人	332,500円	389,984円	365,792円	—	—	—	—

【参考】年収ベース（試算値）での比較

公務員（長野県）		民間		参考
職種	年収（C）	職種	年収（D）	C/D
庁務技師	5,221.9千円	用務員	2,493.2千円	2.09
道路技師	5,087.6千円	建設機械運転工	3,710.5千円	1.37
運転技師	5,051.5千円	自家用自動車運転者	3,487.6千円	1.45

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（用務員、調理士、建設機械運転工及び自家用自動車運転者は平成20～22年の3ヵ年平均）
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 3 公務員及び民間の年収データは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 高等学校、特別支援学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長野県	46.7歳	392,430円	441,850円
都道府県平均	44.8歳	386,168円	447,080円

④ 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長野県	44.6歳	377,968円	421,472円
都道府県平均	43.9歳	372,838円	426,886円

⑤ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
長野県	39.4歳	324,549円	433,378円	357,909円
国	41.2歳	316,868円	—	367,972円
都道府県平均	39.4歳	324,966円	477,711円	370,694円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 3 「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(7) 職員の初任給の状況(平成23年4月1日現在)

一般職のうち、代表的な職種の初任給は、次のとおりです。

区 分	長 野 県	国
一般行政職	大学卒	I種 181,200円 II種 172,200円
	高校卒	140,100円
技能労務職	高校卒	—
	中学卒	—
高等学校、特別支援 学校教育職	大学卒	—
	高校卒	—
小・中学校教育職	大学卒	—
	高校卒	—
警 察 職	大学卒	I種 203,100円 II種 200,000円
	高校卒	158,100円

(8) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成23年4月1日現在）

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	249,800円	307,032円	364,919円
	高校卒	215,925円	248,118円	294,804円
技能労務職	高校卒	—	—	267,648円
	中学卒	—	—	—
高等学校、特別支援 学校教育職	大学卒	304,134円	356,118円	395,260円
	高校卒	—	—	—
小・中学校教育職	大学卒	301,096円	353,818円	388,630円
	高校卒	—	—	—
警 察 職	大学卒	279,932円	337,469円	372,950円
	高校卒	252,111円	288,109円	341,673円

(9) 級別職員数等の状況 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

① 一般行政職

一般行政職の総職員数は 5,568 人であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9 級	1 複雑かつ困難な業務を行う本庁の部長の職務 2 極めて複雑かつ特に困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務	15人	0.3%
8 級	1 本庁の部長の職務 2 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務	46人	0.8%
7 級	1 複雑かつ困難な業務を行う本庁の課長の職務 2 複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務 3 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の課長の職務 4 複雑かつ困難な業務を行う企画幹の職務	162人	2.9%
6 級	1 本庁の課長の職務 2 現地機関の長の職務 3 複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の課長の職務 4 企画幹の職務	448人	8.0%
5 級	1 課長補佐の職務 2 現地機関の課長の職務	715人	12.8%
4 級	1 係長の職務 2 特に規模の小さい現地機関の課長の職務 3 規模の小さい現地機関の課長補佐の職務 4 担当係長の職務 5 主幹の職務 6 主査の職務	2,400人	43.1%
3 級	主任の職務	691人	12.4%
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	739人	13.3%
1 級	主事又は技師の職務	352人	6.3%

② 高等学校、特別支援学校教育職

高等学校、特別支援学校教育職の総職員数は 3,714 人であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
4級	高等学校又は特別支援学校の校長の職務	96人	2.6%
3級	高等学校又は特別支援学校の教頭の職務	128人	3.4%
2級	高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	3,405人	91.7%
1級	高等学校又は特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	85人	2.3%

③ 小・中学校教育職

小・中学校教育職の総職員数は 11,025 人であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
4級	小学校又は中学校の校長の職務	592人	5.4%
3級	1 幼稚園の園長の職務 2 小学校又は中学校の教頭の職務	597人	5.4%
2級	幼稚園、小学校又は中学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	9,460人	85.8%
1級	幼稚園、小学校又は中学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務	376人	3.4%

④ 警察職

警察職の総職員数は 3,402 人であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9級	1 警察本部の部長の職務 2 極めて複雑かつ特に困難な業務をつかさどる警察署の長の職務	18人	0.5%
8級	1 複雑かつ特に困難な業務を行う警察本部の課長の職務 2 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の長の職務	21人	0.6%
7級	1 複雑かつ困難な業務を行う警察本部の課長の職務 2 複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の長の職務	59人	1.7%
6級	1 警察本部の課長の職務 2 警察署の長の職務 3 複雑かつ困難な業務を行う警察本部の次長の職務 4 複雑かつ困難な業務を行う警察署の次長の職務	62人	1.8%
5級	1 警察本部の次長の職務 2 警察署の次長の職務 3 複雑かつ困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務 4 極めて複雑かつ困難な業務を行う係長の職務 5 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の課長の職務	474人	13.9%
4級	1 警察本部の課長補佐の職務 2 複雑かつ困難な業務を行う係長の職務 3 複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の課長の職務 4 複雑かつ特に困難な業務を行う主任の職務	939人	27.6%
3級	1 係長の職務 2 警察署の課長の職務 3 複雑かつ困難な業務を行う主任の職務 4 複雑かつ困難な業務を行う巡査長の職務	519人	15.3%
2級	1 主任の職務 2 巡査長の職務 3 比較的高度の知識又は経験を必要とする業務を行う巡査の職務	852人	25.0%
1級	巡査の行う職務	458人	13.5%

(注) 長野県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

【参考】昇給への勤務成績の反映状況（一般行政職）

1	地方公務員法第40条に基づき、平成21年1月より職務遂行力評価、平成21年4月より業績評価を導入し、全職員を対象として勤務成績の評定を実施しています。
2	昇給日前1年間の勤務成績（職務遂行力評価及び業績評価の結果等）が良好である者の昇給区分を標準とし、勤務成績が良好で、かつ、当該期間中に昇任、昇格した者を上位区分、勤務成績が良好でない者を下位区分とします。

(10) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

長野県	国
1人当たり平均支給額(23年度) 1,595千円	—
(23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20%・管理職加算15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20%・管理職加算10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

1 地方公務員法第40条に基づき、平成21年4月より業績評価を導入し、全職員を対象として勤務実績の評価を実施しています。
2 半年毎に、期首に業務目標を設定し、期末において業務目標に対する業績を5段階(A~E)で評価します。その評価結果に基づき勤勉手当の成績率を決定します。

② 退職手当(平成23年4月1日現在)

長野県	国
(支給率) 自己都合 勧奨・定年	(支給率) 自己都合 勧奨・定年
勤続20年 23.5月 30.55月	勤続20年 23.5月 30.55月
勤続25年 33.5月 41.34月	勤続25年 33.5月 41.34月
勤続35年 47.5月 59.28月	勤続35年 47.5月 59.28月
最高限度額 59.28月 59.28月	最高限度額 59.28月 59.28月
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(3%~30%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)
1人当たり平均支給額 1,366千円 27,275千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 地域手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)		1,956,507千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		67,324円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
東京都(特別区)	28人	18.0%	18.0%
大阪市	3人	15.0%	15.0%
名古屋市	3人	12.0%	12.0%
長野県(長野市、松本市、 諏訪市及び塩尻市)	10,826人	1.5%	3.0%
長野県(上記以外)	16,262人	1.5%	0%
医師	37人	15.0%	15.0%
平均支給率		1.5%	1.2%

(注) 「国の制度(支給率)」欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

④ 特殊勤務手当（平成 23 年 4 月 1 日現在）

支給実績（23年度決算）		1,435,467 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額（23年度決算）		78,561 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（23年度）		39.3 %		
手当の種類（手当数）		36		
手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
支給額の多い手当	教員 教員特殊業務手当	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるもの 修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、実施するものに限る。）において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの 対外運動競技等において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの 学校の管理下において行われる部活動における幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの、週休日若しくは休日等に行うもの又は半日勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間外に行うもの	勤務 1 日（泊を伴うものにあつては 1 泊）につき、6,400 円の範囲内において長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額（被害が特に甚大な非常災害の際の業務に従事した場合にあつては、当該額にその 100 分の 100 に相当する額を加算した額）	
	刑事手当	主として私服員として行った犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕の作業	作業 1 日につき 560 円（作業に従事した時間が 1 日につき 4 時間に満たない場合は 340 円）	
	夜間特殊業務手当	警察職員	交替制勤務により正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後 10 時後翌日の午前 5 時前の間をいう。）において行われる特殊な業務	勤務 1 回につき 1,100 円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
	交通取締手当	警察職員	交通取締用自動車その他特殊自動車を運転する作業又は交通の指導取締り、交通整理、交通検問若しくは交通事故処理の作業	作業 1 日につき 840 円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
	警ら手当	警察官	警らの作業	作業 1 日につき 340 円（作業に従事した時間が 1 日につき 4 時間に満たない場合は 200 円）

手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
多くの職員に支給されている手当	教員特殊業務手当	<p>学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、実施するものに限る。）において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの</p> <p>対外運動競技等において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの</p> <p>学校の管理下において行われる部活動における幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの、週休日若しくは休日等に行うもの又は半日勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間外に行うもの</p>	勤務1日（泊を伴うものにあつては1泊）につき、6,400円の範囲内において長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額（被害が特に甚大な非常災害の際の業務に従事した場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）	
	入学者選抜手当	教育職員	<p>入学者選抜のための審査又は採点の事務及び進学生徒に関する調査書作成の事務</p>	1時間につき240円
	教育業務連絡指導手当	<p>小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に置かれる教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等で、その職務が困難であるとして長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるものの職務を担当する教育職員</p>	当該担当に係る業務	業務1日につき100円
	死体処理手当	警察職員	<p>(1)人の死体の処理作業に従事した警察職員</p> <p>(2)東日本大震災に対処するため人の死体を取り扱う作業等に従事した警察職員</p>	(1)にあつては作業1体につき3,200円、(2)にあつては作業1日につき2,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
	夜間特殊業務手当	警察職員	<p>交替制勤務により正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。）において行われる特殊な業務</p>	勤務1回につき1,100円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額

⑤ 時間外勤務手当

支給実績（23年度決算）	3,238,983 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	334 千円
支給実績（22年度決算）	3,418,762 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	344 千円

⑥ その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。		同じ	千円 3,586,067	円 245,402
	区分	手当の額			
	配偶者	13,000 円			
	子、孫、父母、祖父母、弟妹、重度心身障害者	1人につき6,500 円（職員に配偶者がない場合はそのうち1人については11,000 円）。 なお、扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、当該子の扶養手当の月額に5,000 円を加算した額を当該子の扶養手当の月額とする。	—		
住居手当	住宅を借り受け月額10,500円を超える家賃を支払っている職員、又は自宅に居住する職員に対し支給。		異なる	千円 1,689,668	円 115,029
	区分	手当の額			
	借家等	[家賃月23,000円以下] 支給額=家賃相当額-10,500円 [家賃月23,000円超] 支給額=12,500円+(家賃相当額-23,000円)×1/2 (最高支給限度額:27,000円)			
	別居する配偶者のための借家等	上記の2分の1の額			
	自宅居住者	廃止（経過措置3,000円）			
	別居する配偶者のための自宅	廃止（経過措置1,500円）	《国の制度》 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し支給。 借家等 [家賃月23,000円以下] 支給額=家賃相当額-12,000円 [家賃月23,000円超] 支給額=11,000円+(家賃相当額-23,000円)×1/2 自宅 支給なし		

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)						
通勤手当	通勤のため電車・バスなどの交通機関又は自動車などの交通用具を使用する職員に対し支給。	異なる	〈国の制度〉 交通用具使用者の支給額 2,000円～24,500円 特急列車、高速道の加算限度額20,000円	千円 2,705,156	円 110,401						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通機関利用者</td> <td>6か月定期券等の価額により一括支給。1か月当たりの運賃等相当額（通勤のため特急列車等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、特急料金等を加算した額）が55,000円まで。 ただし、55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額</td> </tr> <tr> <td>交通用具使用者</td> <td>使用距離に応じて2,440円～37,920円。（自動車・バイク・自転車とも同額） ただし、通勤のため高速道路を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、高速道路料金を加算した額。（55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額）</td> </tr> </tbody> </table>					区分	手当の額	交通機関利用者	6か月定期券等の価額により一括支給。1か月当たりの運賃等相当額（通勤のため特急列車等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、特急料金等を加算した額）が55,000円まで。 ただし、55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額	交通用具使用者	使用距離に応じて2,440円～37,920円。（自動車・バイク・自転車とも同額） ただし、通勤のため高速道路を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、高速道路料金を加算した額。（55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額）
	区分					手当の額					
交通機関利用者	6か月定期券等の価額により一括支給。1か月当たりの運賃等相当額（通勤のため特急列車等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、特急料金等を加算した額）が55,000円まで。 ただし、55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額										
交通用具使用者	使用距離に応じて2,440円～37,920円。（自動車・バイク・自転車とも同額） ただし、通勤のため高速道路を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、高速道路料金を加算した額。（55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額）										
単身赴任手当	異動に伴う住居の移転により、同居していた配偶者と別居する職員に対し支給。基本額は23,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との距離に応じて6,000円～12,000円を加算。	異なる	〈国の制度〉 6,000～45,000円を加算	千円 402,655	円 286,179						
宿日直手当	正規の勤務時間外又は休日において、宿日直勤務をした職員に対し支給。	同じ	—	千円 615,248	円 203,522						
						区分	手当の額(勤務1回につき)				
						医師	20,000円				
						病院(医師以外)	5,900円				
						一般の宿日直	4,200円				
						特別支援教育諸学校	6,900円				
警察	7,200円										
管理職員特別勤務手当	公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した給料の特別調整額の支給を受ける管理・監督の地位にある職員に対し支給。勤務1回につき12,000円以内（勤務が6時間を超える場合には18,000円以内）の額とする。	同じ	—	千円 29,456	円 218,192						
休日給	国民の祝日及び年末年始の休日の正規の勤務時間に勤務することを命ぜられた職員（教員を除く）に対して、勤務1時間当たりの額に135/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。	同じ	—	千円 670,098	円 157,633						

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)										
給料の特別調整額	管理・監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するものに対して、その職務・職責に応じた額を支給。	同じ	—	千円 1,587,444	円 716,679										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長級（行政職）</td> <td>94,800円～130,700円</td> </tr> <tr> <td>課長級（行政職）</td> <td>59,000円～ 80,700円</td> </tr> <tr> <td>学校の校長</td> <td>53,400円～ 74,300円</td> </tr> <tr> <td>学校の教頭</td> <td>34,700円～ 54,300円</td> </tr> </tbody> </table>					職	支給額	部長級（行政職）	94,800円～130,700円	課長級（行政職）	59,000円～ 80,700円	学校の校長	53,400円～ 74,300円	学校の教頭	34,700円～ 54,300円
	職					支給額									
	部長級（行政職）					94,800円～130,700円									
	課長級（行政職）					59,000円～ 80,700円									
学校の校長	53,400円～ 74,300円														
学校の教頭	34,700円～ 54,300円														
寒冷地手当	条例で定める寒冷地に勤務する職員に対し、冬季間における寒冷、積雪による暖房費等の増嵩分を補填する趣旨で、11月から翌年3月までの期間、条例で定めた額を職員の世帯等の区分に応じ支給。	同じ	—	千円 1,767,203	円 68,304										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯等の区分</th> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th rowspan="2">その他の職員</th> </tr> <tr> <th>扶養親族のある職員</th> <th>その他の世帯主である職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額</td> <td>17,800円</td> <td>10,200円</td> <td>7,360円</td> </tr> </tbody> </table>					世帯等の区分	世帯主である職員		その他の職員	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	月額	17,800円	10,200円	7,360円
	世帯等の区分						世帯主である職員			その他の職員					
扶養親族のある職員		その他の世帯主である職員													
月額	17,800円	10,200円	7,360円												
初任給調整手当	医師・歯科医師等で人事委員会が定める職員に対し支給。	同じ	—	千円 70,680	円 1,963,340										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師・歯科医師</td> <td>国家試験に合格してからの期間に応じ179,300円～365,500円</td> </tr> <tr> <td>理学療法士 作業療法士</td> <td>採用後の期間に応じ 2,000円～10,000円</td> </tr> <tr> <td>特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの</td> <td>採用後の期間に応じ 500円～2,500円</td> </tr> </tbody> </table>					区分	手当の額	医師・歯科医師	国家試験に合格してからの期間に応じ179,300円～365,500円	理学療法士 作業療法士	採用後の期間に応じ 2,000円～10,000円	特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの	採用後の期間に応じ 500円～2,500円		
	区分					手当の額									
	医師・歯科医師					国家試験に合格してからの期間に応じ179,300円～365,500円									
理学療法士 作業療法士	採用後の期間に応じ 2,000円～10,000円														
特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの	採用後の期間に応じ 500円～2,500円														
務手当 特勤	生活の著しく不便な山間地に所在する公署として人事委員会が定めるものに勤務する職員に対して、給料月額に支給割合（2級地2/100）を乗じて得た額を支給。 公署指定の変更に伴う経過措置：70%	同じ	—	千円 4,906	円 79,128										
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌朝の午前5時までの間に勤務する職員に対して、勤務1時間当たりの額に25/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。	同じ	—	千円 206,291	円 79,099										
指遣手当 農林業普及	農林業普及指導業務に従事する職員に対し、給料月額に4/100を乗じて得た額を支給。	同じ	—	千円 36,669	円 166,675										

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
へき地手当	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間へき地に所在する学校に勤務する学校職員に対して、給料月額に支給割合（1級地1/100～3級地3/100）を乗じて得た額を支給。	同じ	—	千円 38,200	円 69,962
特別手当 義務教育等教員	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教育職員に対し、給料の級及び号俸に応じ、2,000円から8,000円の範囲内で支給。	同じ	—	千円 1,151,739	円 63,439
定時制通信教育手当	定時制又は通信制課程を置く高校で、定時制又は通信制を本務とする校長、教諭に対し、20,000円を支給。なお、夜間定時制本務の教諭には2,000円を加算。	同じ	—	千円 78,425	円 242,801
産業教育手当	農業課程又は工業課程を置く高校で、実習を伴う農業又は工業の科目を担当する教諭に対し、20,000円又は12,000円を支給。	同じ	—	千円 109,438	円 233,841

(11) 特別職の報酬等の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		給料月額等
給料	知 事	1,282,000円
	副 知 事	988,000円
報酬	議 長	988,000円
	副 議 長	864,000円
	議 員	807,000円
期末手当	知 事	(23年度支給割合) 2.95月分
	副 知 事	(23年度支給割合) 2.95月分
退職手当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 128万2千円×在職月数×0.65 3,999万8千4百円 任期毎
	副 知 事	98万8千円×在職月数×0.45 2,134万8百円 任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

(12) 公営企業職員の状況

① 職員給与費の状況（決算）

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占め る職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
23年度					
電気事業	2,906,264	△309,698	380,896	13.1	13.1
水道事業	3,898,705	860,083	421,354	10.8	10.5

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
23年度						
電気事業	52	229,301	63,261	88,334	380,896	7,325
水道事業	61	260,992	64,005	96,357	421,354	6,907

(注) 職員手当には退職手当を含みません。職員数は、平成23年4月1日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		平均年齢	基本給	平均月収額
電気事業	長野県	45.4歳	389,370円	574,158円
	団体平均	43.7歳	362,661円	559,257円
水道事業	長野県	49.5歳	378,460円	581,919円
	団体平均	45.8歳	387,790円	603,860円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

長 野 県	
1人当たり平均支給額（23年度）	
電気事業	1,699千円
水道事業	1,580千円
(23年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.35月分
(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%
・管理職加算	15～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成 23 年 4 月 1 日現在）

	長 野 県	
(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20年	23.5 月	30.55月
勤続 25年	33.5 月	41.34月
勤続 35年	47.5 月	59.28月
最高限度額	59.28月	59.28月
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(3%~30%加算)	
1人あたり平均支給額		
電気事業	- 千円	- 千円
水道事業	- 千円	28,128千円

(注) 退職手当の1人あたり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成 23 年 4 月 1 日現在）

支給実績(23年度決算)		7,835千円	
支給職員1人あたり平均支給年額(23年度決算)		69,336円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
	%	人	%
電気事業(全県)	1.5	52	1.5
水道事業(全県)	1.5	61	1.5

エ 特殊勤務手当（平成 23 年 4 月 1 日現在）

支給総額(23年度決算)		千円	
	電気事業	216	
	水道事業	375	
支給職員1人あたり平均支給年額(23年度決算)		円	
	電気事業	11,352	
	水道事業	12,504	
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)		%	
	電気事業	36.5	
	水道事業	48.4	
手当の種類(手当数)		電気事業及び水道事業合計で5	
	電気事業		
	水道事業		
手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
手 特 当 現 場 作 業	職員	地上又は水面上15メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業	1日につき500円 (2時間未満の場合300円)
		地上又は水面上5メートル以上15メートル未満の足場の不安定な箇所で行う作業	1日につき400円 (2時間未満の場合240円)
		橋脚の基礎工事その他河川等におけるこれに類する工事において地下下15メートル以上の縦坑(直径が15メートル未満のものに限る。)で行う作業	1日につき500円 (2時間未満の場合300円)